

統括庁の役割、新型インフル特措法等について

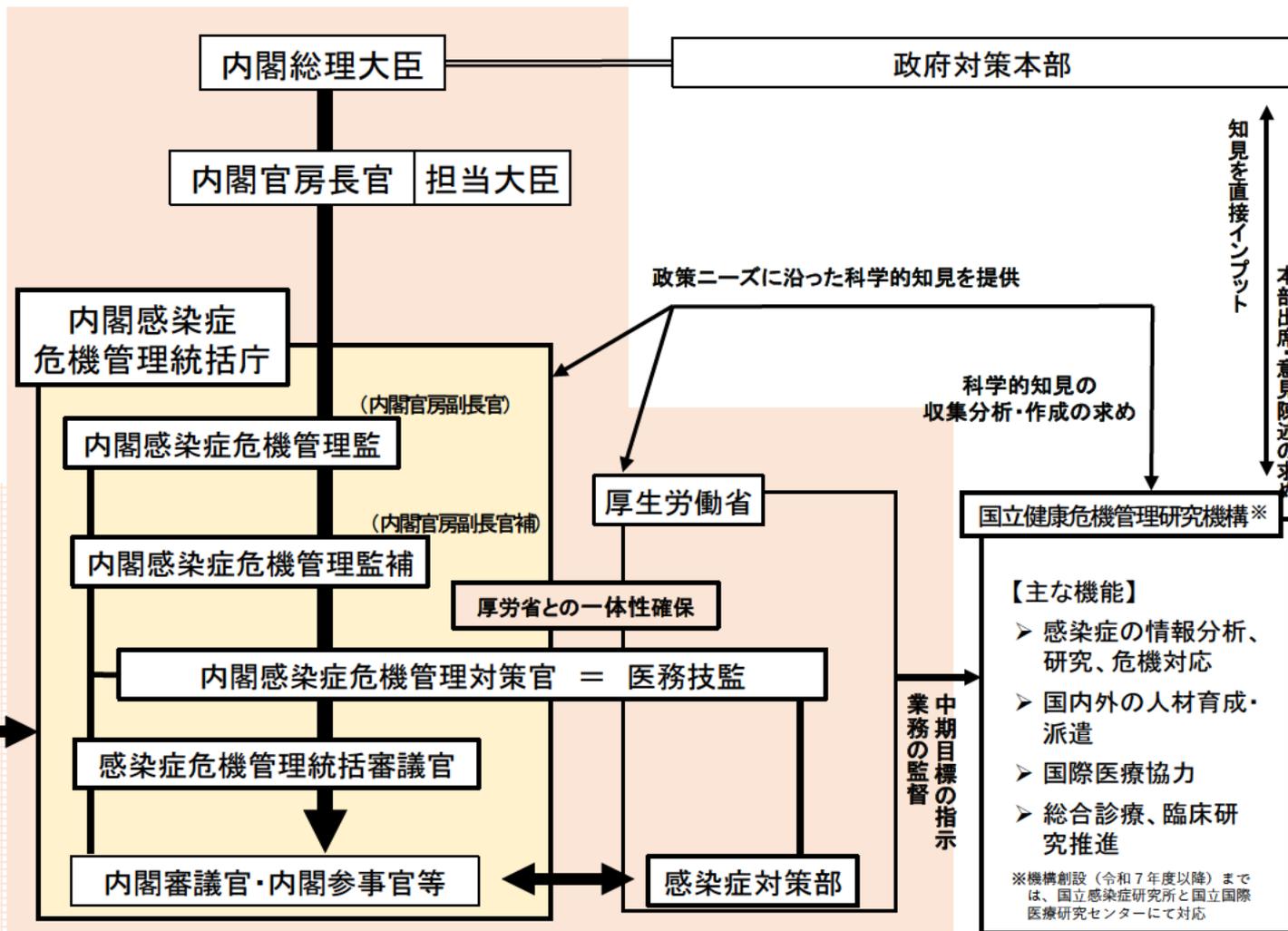
内閣官房 内閣感染症危機管理統括庁

令和5年12月26日

内閣感染症危機管理統括庁を中心とした司令塔機能の強化

○ 感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置（設置日：令和5年9月1日）

★統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌



内閣危機管理監

★感染症に係る危機管理は、統括庁が一元的に所掌し、実施。

※内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理について、統括庁に協力

国立健康危機管理研究機構*

【主な機能】

- 感染症の情報分析、研究、危機対応
- 国内外の人材育成・派遣
- 国際医療協力
- 総合診療、臨床研究推進

※機構創設（令和7年度以降）までは、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターにて対応

★医務技監を結節点として、感染症対策部や、国立健康危機管理研究機構の専門的知見の提供を確保

感染症法（平成10年 厚労省所管）

[目的]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、**感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る**

- ・情報の収集：医師の届出、都道府県知事及び厚生労働大臣による調査 等
- ・对人的な措置：健康診断、就業制限、入院の勧告・措置、患者の移送 等
- ・対物的な措置：汚染場所の消毒、水の使用制限、立入制限、交通制限 等

[新型インフルエンザ等感染症]

新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもので、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響

再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行し、その後長期間が経過して再興したもので、一般に現在の国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響

新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症

[新感染症]（平成15年4月SARS指定、令和5年11月時点該当なし）

人から人に伝染する疾病で、既知の感染性の疾病と病状又は治療の結果が明らかに異なり、**病状の程度が重篤で、国民の生命及び健康に重大な影響**

[指定感染症]（過去に鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9), SARS, MERS等指定)

既知の感染性の疾病で、本法の措置を準用しなければ**重大な影響**

[一類感染症]（エボラ出血熱、ペスト等）

感染力及び罹患した場合の重篤性から見た**危険性が極めて高い**感染症

[二類感染症]（鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9), SARS, MERS等）

感染力及び罹患した場合の重篤性から見た**危険性が高い**感染症

[三類感染症]（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等）

特定の職業への**就業により集団発生**を起し得る感染症

[四類感染症]（マラリア、デング熱、ジカウイルス感染症等）

動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症

[五類感染症]（季節性インフルエンザ、新型コロナ(COVID-19)等）

国が感染症発生動向調査を行い、必要な情報を国民や医療関係者に提供・公開して、発生・まん延を防止すべき感染症

新型インフルエンザ等対策特措法（平成24年 内閣感染症危機管理統括庁）

[目的]

新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、病状の程度が重篤となるおそれがあり、**国民生活及び国民経済に重大な影響**を及ぼすおそれがあることに鑑み、対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、並びに**国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小**となるようにする

- ・[平時] 政府行動計画の策定、物資や資材の備蓄、訓練 等
- ・[有事] 新型インフルエンザ等対策本部、緊急事態宣言 等

[平時]

・政府行動計画

基本的な方針、国の措置、都道府県及び指定公共機関の計画作成の基準、対策を実施する体制、関係機関相互の連携協力の確保等

・物資及び資材の備蓄

医薬品その他の物資及び資材の備蓄、管理施設及び設備の整備

・訓練

国、地方公共団体、指定公共機関等による各々又は共同の訓練

[有事]

・厚生労働大臣から内閣総理大臣への発生報告

感染症法に基づき、以下の公表を行った場合

- ①**新型インフルエンザ等感染症**が発生
- ③**新感染症**が発生
- ②**指定感染症**の病状の程度が重篤で全国的かつ急速なまん延のおそれ

・新型インフルエンザ等対策本部の設置

上記の報告に係る新型インフルエンザ等の病状の程度が五類感染症インフルエンザ(季節性)と比して同程度以下である場合を除く

・新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

重篤な症例の発生頻度が五類感染症に該当するインフルエンザ(季節性)と比して相当程度高い**新型インフルエンザ等**の国内発生

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言

一の都道府県の区域を越えて**新型インフルエンザ等**の感染が拡大又はまん延している場合で、医療の提供に支障が生じている

[内閣感染症危機管理統括庁]

感染症に係る危機管理に関する行政各部の総合調整等

- ・**新型インフルエンザ等対策措置法に基づく政府行動計画、政府対策本部等に関する事務**
- ・**感染症の発生及びまん延の防止に関する事務**

例：エボラ出血熱対策関係閣僚会議

(参考) 内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務規定

内閣法（昭和22年法律第5号）

第十五条の二 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。

2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六条第一項に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二項の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に関する事務

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の七の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務

四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

統括庁の役割、新型インフル特措法等について

★第一号から第三号までの事務以外にも、感染症に係る緊急事態発生時の初動時の対応（政府対策本部を設置するまでの間の対応）や、特措法の適用対象とならない感染症（一類感染症等）について、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて必要な場合に統括庁が総合調整を担う。

(参考) 内閣官房の所掌事務規定

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六～十四 (略)

十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、内閣官房に属させられた事務

(参考) 新型インフルエンザ等対策推進会議

- 新型インフルエンザ等特別措置法第70条の2に基づき設置される有識者会議。
政府行動計画の作成・変更や、基本的対処方針の作成・変更に際し、意見聴取を行うこととされている。

<委員>

保健衛生、社会経済、自治体関係者等を幅広く選任。

<所掌事務>

- ・ 政府行動計画の作成・変更に際し、意見(特措法第6条第5項、第8項)
- ・ 基本的対処方針の作成・変更に際し、意見(特措法第18条第4項、第5項)
- ・ 上記のほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは意見(特措法第70条の3第2号)

<事務局>

内閣感染症危機管理統括庁

※現在は設置されていないが、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生等に関する報告があった際には、新型インフルエンザ等対策本部(全閣僚で構成、本部長は内閣総理大臣)が設置され、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進等を実施。

推進会議委員一覧

◎五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長	奈良 由美子	放送大学教養学部教授
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授	平井 伸治	鳥取県知事
大曲 貴夫	国立国際医療研究センター国際感染症センター センター長	前葉 泰幸	津市長
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事	村上 陽子	日本労働組合総連合会副事務局長
河岡 義裕	国立国際医療研究センター国際ウイルス感染症研究センター長	○安村 誠司	福島県立医科大学理事兼副学長、医学部教授
	東京大学国際高等研究所新世代感染症センター機構長		◎:議長 ○:議長代理 (五十音順・敬称略)
	東京大学医科学研究所ウイルス感染部門特任教授		
工藤 成生	一般社団法人日本経済団体連合会危機管理・社会基盤強化委員会企画部会長		
幸本 智彦	東京商工会議所議員		
齋藤 智也	国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長		
滝澤 美帆	学習院大学経済学部経済学科教授		
中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士		